

「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 東京都及び関係自治体等の関係機関が相互に連携・協力し、「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」が取りまとめた「首都圏大規模水害広域避難計画モデル（令和7年3月）」を踏まえ、東京都及び関係自治体等が予定する東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る計画や要領等の策定又は改定に資する検討
- (2) 東京東部低地帯での大規模水害時における広域避難の円滑で確実な実施に向けた、平時からの関係機関間の適切な連携・協力

(組 織)

第3条 検討会は、別紙の構成員をもって組織する。

- 2 座長は、東京都総務局防災計画担当部長が務める。
- 3 座長は、構成員以外の者で広域避難対策等に関わりがある者をオブザーバーとし検討会へ出席させることができる。

(検討会)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、構成員以外の者を検討会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 会議及び会議録は公開しない。
- 4 会議に係る資料は公開する。ただし、座長が公にすることにより支障があると認める場合は、会議に係る資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、検討会の円滑な運営を行うため、検討会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの長は、総務局総合防災部計画調整担当課長が務める。
- 3 ワーキンググループは、検討会の運営に必要な情報交換や調査分析等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果については検討会へ報告する。
- 4 ワーキンググループは、非公開とする。
- 5 座長は、構成員以外の者で広域避難対策等に関わりがある者をオブザーバーとしワーキンググループへ出席させることができる。
- 6 その他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第6条 検討会の事務は、東京都総務局総合防災部が処理する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年7月11日より施行する。

「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」 構成員

座長	東京都	総務局防災計画担当部長
	中央区	防災危機管理室長
	台東区	危機管理室長
	墨田区	都市計画部危機管理担当部長
	江東区	危機管理室長
	北区	危機管理室長
	荒川区	区民生活部長
	板橋区	危機管理部長
	足立区	危機管理部長
	葛飾区	危機管理・防災担当部長
	江戸川区	危機管理部長